**林務関係工事（事業）検査基準**

（趣旨）

第1　この基準は、愛知県が行う林務関係工事（事業）の検査を適正に実施するため、農林水産関係事業等検査要領第9条及び第23条の規定に基づき、検査の技術的な基準を定める。

（適用）

第2　この基準は、農林水産関係事業等検査要領第3条及び第17条に定める検査に適用する。

（検査の方法）

第3　検査は、別に示す「林務関係工事（事業）の検査方法及び判定基準」の1検査方法によるものとする。

（判定基準）

第4　検査は、別に示す「林務関係工事（事業）の検査方法及び判定基準」の2判定基準によるものとする。

（その他）

第5　この基準に記載のない工種については、検査員の判定によるものとする。

**林務関係工事（事業）検査方法及び判定基準**

１　検査方法

検査は、工事の出来高を対象として行うものとし、実測及び関係図書に基づき、工事の出来形、品質及び実施状況等について適否の判定を行うものとする。

なお、可視部分については、原則として検査員が実測して、出来形、品質を検査するものとし、不可視部分及び実測困難な部分については、施工管理データ（出来形管理、品質管理、工事写真をいう。）及び監督員による立会、段階確認の有無等により検査するものとする。

(1)　出来形の検査

出来形の検査は、位置及び出来形寸法、数量について設計図書と対比して行うものとする。ただし、測定箇所は、出来形の現地形状に応じて検査員の判断により決定する。また、外部からの観察、出来形管理図書、写真等により当該出来形の適否を判定することが困難な場合は、必要に応じて工事目的物を最小限度破壊して検査することができるものとする。

(2)　品質の検査

品質の検査は、品質及び出来ばえについて、設計図書、仕様書と対比して行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理図書、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、必要に応じて工事目的物を最小限度破壊して検査することができるものとする。

(3)　実施状況の検査

実施状況の検査は、出来形管理、品質管理及びその他の実施状況に関する各種の記録（写真による記録を含む）と、設計図書等とを対比し、下記事項に留意して施工管理状況及び施工内容の適否の判断を行うものとする。

1）施工管理資料の整理状況

2）測定値の正確度及び規格値との関係

3）施工管理方法の適否

4）施工管理要員の状況

5）試験、測定、撮影等の監督員の立会の程度

6）施工管理結果の現場工事への反映状況

7）施工管理に対する全般的確認程度

8）工事監督の状況確認、立会及び指示承諾協議事項の処理内容

9）工程管理状況及び進捗状況

10）施工方法及び手戻り（災害）に対する処理状況

11）工事材料及び発生材の処理状況

12）立会指示すべき施工の状況

13）現場管理状況、交通整理状況及び処理内容

(4)　使用材料の検査

使用材料の品質、規格、数量については、品質管理図書、品質証明書、材料使用明細書等による確認又は実測により検査する。

(5)　機械設備等の検査

機械設備等の機能、性能については、実際の操作により検査する。

(6)　その他

1）出来ばえ

仕上がり面、通り、すり付け、方向等の施工状況を検査する。

2）跡片付け

工事完了後の現場整理状況を検査する。（残土の処理状況、残材料及び器材等の整理、仮設備の取り払い復旧状況、埋戻しの適否等）

２　判定基準

検査の判定は、林務関係工事標準仕様書の「施工管理基準」の規格値と対比して、出来形、品質の適否を下記により判定する。

(1)　測定結果がいずれも出来形及び品質の規格値を満足している場合は、合格とする。

(2)　出来形の形状、寸法について、規格値を超えるものについては原則として不合格とする。ただし、構造上設計機能を満足していると認められるときは、規格値を超えても合格とする場合がある。

(3)　出来形の形状、寸法について、規格値の範囲内であっても偏り過ぎているもの又は変動の大きいものは、不合格とする場合がある。